

諸外国における探偵業の実態調査
報告書

平成17年6月

財団法人 社会安全研究財団

まえがき

いわゆる探偵、興信所、調査会社等は、個人や企業からの依頼を受け、特定の個人や団体の信用、資産、所在、経歴その他の事実を調査し報告する業務に携わっているが、我が国には現在このような業態を規制する法律は存在しない。

警察庁によると、「興信所、探偵社等の調査業者」として把握されている業者の数は、平成 6 年には 2,348 業者だったものが、平成 16 年 12 月末現在で 5,280 業者になるなど大幅に増加しており、国民のライフスタイルの変化や権利意識の伸長等様々な要因が考えられるが、探偵業に対する需要は拡がりつつあるものと思われる。

一方で、国民生活センターには、探偵業に関する依頼者及び調査対象者双方からの苦情が年間計約 1,400 件寄せられ、その数は増加傾向にあるなど、契約や調査活動など探偵業務をめぐるトラブルの頻発により、国民生活の平穏が妨げられている部分があることも否めない。

また、平成 17 年 4 月 1 日からは、個人情報保護法が施行され、探偵業者に対しては、依頼者や調査対象者のプライバシーに関わる事項を主に取り扱うという業務の特殊性にかんがみ、個人情報の取扱いに一層の慎重を期すべきことが望まれている。

こうした状況を踏まえ、社会安全研究財団では、探偵業に係る法制が既に整備されている諸外国に対して、文献調査及び訪問によるインタビュー調査を行い、それぞれの国における探偵業の実態を明らかにすることとした。この報告書が、我が国における探偵業の今後の在り方について御関心を有するすべての方々の参考となり、有効に活用されることを願っている。

平成 17 年 6 月

財団法人 社会安全研究財団

専務理事 根本 好教

目次

調査の概要.....	1
サマリー（各国の一覧表）.....	3
第1章 イギリス.....	7
1．探偵業界の現状.....	7
(1)探偵の定義.....	7
(2)探偵事業者数.....	8
(3)探偵数.....	8
(4)市場規模.....	8
(5)業界団体.....	9
2．探偵の業務内容.....	11
(1)業務内容.....	11
(2)料金体系.....	11
(3)探偵に対する教育訓練の状況.....	11
(4)探偵の違法行為、トラブル内容.....	12
3．探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況.....	14
(1)探偵業関連法令.....	14
(2)探偵業関連法制定の背景.....	14
(3)探偵業及び探偵にかかる規制.....	15
4．個人情報保護法令による影響.....	19
(1)個人情報保護法令の概要.....	19
(2)個人情報保護法令の影響.....	21
5．業界の課題.....	23
第2章 フランス.....	25
1．探偵業界の現状.....	25
(1)探偵の定義.....	25
(2)探偵事業者数.....	25
(3)探偵数.....	28
(4)市場規模.....	28
(5)業界団体.....	29
2．探偵の業務内容.....	31
(1)業務内容.....	31

(2)料金体系	32
(3)契約	33
(4)探偵に対する教育訓練の状況	34
(5)探偵の違法行為、トラブル内容	35
3．探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況	37
(1)探偵業関連法令	37
(2)探偵業及び探偵にかかる規制	37
4．個人情報保護法令による影響	42
(1)個人情報保護法令の概要	42
(2)個人情報保護法令の影響	43
5．業界の課題	45
第3章 ドイツ	46
1．探偵業界の現状	46
(1)探偵の定義	46
(2)探偵事業者数	46
(3)探偵数	47
(4)市場規模	47
(5)業界団体	48
2．探偵の業務内容	52
(1)業務内容	52
(2)料金体系	56
(3)探偵に対する教育訓練の状況	56
(4)探偵の違法行為、トラブル内容	57
(5)警察との連携状況	58
3．探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況	59
4．個人情報保護法令による影響	62
(1)個人情報保護法令の概要	62
(2)連邦データ保護法の影響	64
5．業界の課題	65
第4章 カナダ オンタリオ州	66
1．探偵業界の現状	66
(1)探偵の定義	66
(2)探偵事業者数	67
(3)探偵数	67
(4)市場規模	69

(5)業界団体.....	69
2．探偵の業務内容.....	71
(1)業務内容.....	71
(2)料金体系.....	72
(3)探偵に対する教育訓練の状況.....	72
(4)探偵の違法行為、トラブル内容.....	73
3．探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況.....	74
(1)探偵業関連法令.....	74
(2)探偵業及び探偵にかかる規制.....	74
(3)探偵及び警備員法改正の動向.....	77
4．個人情報保護法令による影響.....	81
(1)個人情報保護法令の概要.....	81
(2)個人情報保護法令の影響.....	83
5．業界の課題.....	85

調査の概要

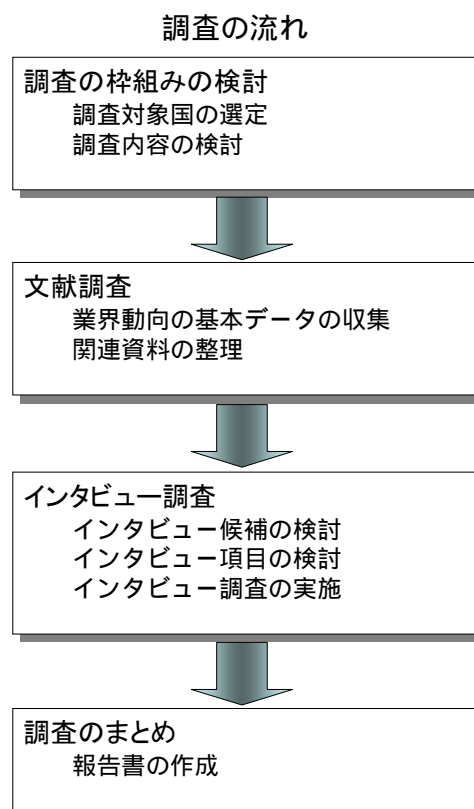
1. 調査の目的

我が国では、興信所業等の調査業、探偵業に対する免許、資格がないため、探偵業を始めることは容易である。しかしながら、誰でも開業できる反面、業界にかかる制度がないため、国民と探偵業者の間でトラブルが生じることもある。1985年に探偵業の業界団体である(社)日本調査業協会が設立され、業界環境の整備や自主規制を行っているものの、探偵業が国民に広く、十分に信頼にされているとは言いがたい。

一方で、諸外国では探偵業にかかる法制度が整っており、探偵業が社会に広く認知され、国民の信頼を得ている産業として発展しているところもあるという。また、近年、探偵業にかかる法制度を整えようとしている国もある。そこで、本調査では、諸外国における探偵業について、探偵業にかかる法制度を把握した上で、各国の業界の現状、個人情報保護法令の制定による影響等についての実態調査を行い、我が国における探偵業の今後のあり方の検討に資することを目的とする。

2. 調査方法

本調査は以下の流れで進めた。



また、調査対象国の選定基準は主に以下の通りである。

欧米先進諸国のうち、

探偵業関連の法制度が制定されている、もしくは何らかの規制がある
連邦国家で州によって法制度が異なる場合は、大都市を有する州にする
個人情報保護法令が制定されている

以上の基準より、以下の4ヶ国を選定した。

- ・イギリス
- ・フランス
- ・ドイツ
- ・カナダ オンタリオ州

調査手法は、文献調査と現地でのインタビュー調査である。インタビュー調査は、探偵事業者、業界団体、監督官庁を対象に行い、各国3~4ヶ所に訪問した。

調査内容は、以下の通りである。

探偵事業者、探偵（個人）にかかる法制度、規制等の状況

- ・探偵事業者にかかる法令、所管官庁、規制・ライセンスの有無、種類/等
- ・探偵（個人）にかかる法令、資格の有無、種類、求められる要件/等
- ・調査道具にかかる法令、ライセンスの有無、種類/等

探偵業の現状

- ・探偵事業者数、探偵業務の種類、探偵数、有資格者数/等

探偵の業務内容

- ・調査対象、調査方法、調査に使用する道具/等

探偵業におけるトラブル内容

- ・クライアントとのトラブル、調査対象とのトラブルの事例/等

個人情報保護法令等の制定による影響

- ・探偵業務における影響、今後の展開/等

探偵業における問題点、課題

業界団体の概要、活動状況

探偵（個人）の教育状況

サマリー（各国の一覧表）

諸外国の探偵業比較表

	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ オンタリオ州
探偵業関連法	2001年警備業法 (2006年1月施行予定)	1983年7月12日の安全確保のための私的業務に関する法律(2003年3月18日法により改正)	営業規則	探偵及び警備員法
探偵業の定義 (関連法における定義)	探偵業とは、人物、活動、所在、財務状況の情報収集目的で行う監視、照会、調査	私的調査業とは、第三者の利益を保護する目的をもって情報を収集し当該第三者に提供する自由な職務	資産状況又は個人に関する事項についての情報提供	探偵とは、賃金/報酬を得て、人の行動・職業、違法者、失踪者、遺失物について調査する者
定義除外例	市場調査、信用調査、報道目的の調査、調査対象の同意のある調査等	特になし	特になし	財政的信用格付け、被用者等の資格・適性、保険申込者の資格・適性について調査する者、一つの企業に終身雇用された探偵(企業内探偵)等
規制の態様	ライセンス制 (2006年1月施行予定)	・探偵の認可制度(探偵事業者の長) ・探偵の資格制度(探偵事業者の長、被雇用者探偵) ・事務所毎の許可制度	営業所開設時等の審査	ライセンス制
事業者に対する規制の内容	探偵ライセンス取得義務 (探偵個人のライセンスと同じ。探偵事業者と探偵個人でライセンスの区別はない。)	事務所毎に個別に許可を取得する義務	申請義務	探偵業ライセンス取得義務 <ライセンス種別> ・探偵業ライセンス ・探偵業及び警備業二重ライセンス

		イギリス	フランス	ドイツ	カナダ オンタリオ州
探偵個人に対する規制の内容		探偵ライセンス取得義務	探偵事業者の長に対する認可取得義務 探偵資格取得義務（探偵事業者の長及び被雇用者）	なし	探偵個人ライセンス所得義務 <ライセンス種別> ・探偵ライセンス ・探偵及び警備員二重ライセンス
ライセンス制の場合	要件	現在、協議中。 (以下、2005年4月時点で検討されている内容) ・18歳以上 ・身元証明の提出 ・犯罪歴のないこと ・能力を有していること なお、能力要件として、職業訓練の受講が必要となる予定	資格要件、検討中	-	<事業者ライセンス> ・事業計画書等の必要書類の提出 ・探偵としての3年以上の業務経験 ・ライセンス料 ・必要に応じて面接 <探偵個人ライセンス> ・18歳以上 ・身元証明書等の必要書類の提出 ・ライセンス料 ・必要に応じて面接
	有効期間	3年間（予定）	検討中	-	1年間
監督官庁		警備業監督委員会（SIA）	内務省	州政府	オンタリオ州政府 (Community Safety and Correctional Services 省)

	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ オンタリオ州
法改正の動向	施行に向けて、ライセンス要件等を業界団体と SIA で協議中。	資格制度に関するデクレ制定作業中	なし	改正法案を州議会に提出中。 <改正案の概要> ・企業内探偵を規制対象に ・個人ライセンス制度の変更 ・教育訓練の義務化 ・ライセンス料の改定など
探偵事業者数	不明 (小規模事業者が大半)	不明 (500社以下：業界団体)	1,412社(営業局登録事業者数)	380社(ライセンス取得事業者数)。うち、134社が警備業との兼業。(2005年5月時点)
探偵数	1万人程度 (推測値、2005年4月時点)	不明	3,000~4,000人 (推測値)	3601人(ライセンス所得探偵数)。うち、1265人が警備業との二重ライセンス取得者。 企業内探偵の規模は不明。
探偵の業務内容	企業向け業務が大半 ・保険金詐欺調査 ・企業の信用調査 (due diligence) ・身辺調査 ・被告人弁護資料収集 ・人の搜索 等	企業向け業務が多い ・保険詐欺調査 ・企業内犯罪調査 ・信用調査 ・採用時等の人物調査 ・人の搜索 等	企業向け業務が大半 ・保険詐欺調査 ・企業内犯罪調査 ・信用調査 ・採用時等の人物調査 ・人の搜索 等	企業向け業務が大半 ・保険金詐欺調査 ・企業内犯罪調査 ・知的財産権保護調査 ・身辺調査 ・被告人弁護資料収集 等
市場規模	25億ポンド (WAPI推計値、2004年度)	不明	2.13億ユーロ (ドイツ連邦統計庁)	7.5億~10億カナダドル (インタビュー調査での民間企業のコメント)

	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ オンタリオ州
個人情報保護 関連法	1998年データ保護法	1978年情報処理・データと自由に関する法律（2004年8月改正）	データ保護法（2001年改正）	個人情報の保護及び電子文書法
個人情報保護 法令の探偵への適用	探偵にも適用されうる。 ただし、依頼主を同法の適用対象である「データ管理者」にして、自らは適用対象外の「データ処理者」と称し、同法の適用を逃れようとする事業者が多い。	探偵にも適用される。	探偵にも適用される。	探偵にも適用される。
個人情報保護 関連法による 業務への影響	インタビュー調査を行った限りでは、影響は大きくないようである。 同法の除外条項（犯罪防止や法的手続き等のための情報処理）が適用され、個人情報の処理において本人の同意が不要な場合が多いため。	インタビュー調査を行った限りでは、影響は大きくないようである。 明示の適用除外規定はないが、実務上、影響はほとんどない。 刑法による規制（対象の同意無く、会話の録音、私有地内の人物撮影を禁止する）への意識の方が高い。	インタビュー調査を行った限りでは、影響は大きくないようである。 同法の除外条項が適用され、個人情報の収集において、本人の同意が不要な場合が多いため（例えば、事業の目的上必要な場合、本人の関与は不要）。	インタビュー調査を行った限りでは、影響は大きくないようである。 同法の除外条項（契約違反や法令違反等のための情報収集）が適用され、個人情報の収集、利用、開示において、本人の同意が不要な場合が多いため。